



発行 東京都

目次

規則

○東京都指名業者選定委員会規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部契約第一課）…一

○東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…二

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…七

○市街地再開発組合の設立認可……………（同）…七

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…八

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…八

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…九

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………（東京都収用委員会）…九

規則

東京都指名業者選定委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年一月十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第一号

東京都指名業者選定委員会規則の一部を改正する規則

東京都指名業者選定委員会規則（昭和三十九年東京都規則第四百十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十九年四月東京都規則第二百二十五号」を「昭和三十九年東京都規則第二百二十五号」に、「審議」を「及び審議」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

委員長 財務局経理部長

委員 財務局契約調整担当部長

財務局経理部契約第一課長

財務局経理部検収課長

財務局経理部契約調整担当課長

財務局経理部電子調達担当課長

財務局経理部電子調達担当課長

工事担当局部契約主管課長又は工事主管課長のうち、財務局経理部長が適当と認める者

第三条第二項中「財務局長」を「財務局経理部長」に改める。

第五条の見出しを「（調査及び審議の方法）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が緊急かつやむを得ないと認めるときは、関係委員を招集せず、書類の回議により調査及び審議を行うことができる。

第七条を次のように改める。

（選定基準）

第七条 委員会において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の十一第二項の規定により知事が定めた資格を有する者のうちから指名競争入札に参加させようとする者を選定する場合の基準は、財務局長が別に定める。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十一年二月九日

●東京都告示第三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条
第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区赤坂九丁目百四十二番十、百五十一番、百五十五番一及び百五十八番一
平成三十年十二月二十六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第三十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日

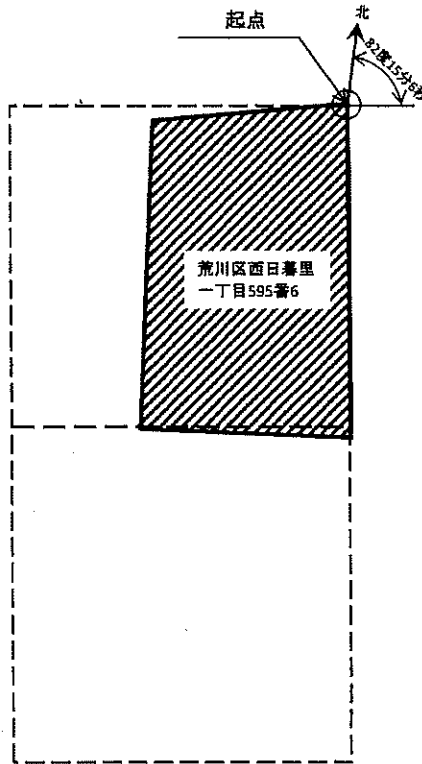
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区西日暮
里一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに
ほう素及びその化合物

別図

【起点】
起点は、荒川区西日暮里一丁目595番6の最北端とする。



【凡例】

- 境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単位区画

【格子の回転角度(82度15分6秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市秋留五丁目十番二番地一

あきる野市野辺四百六十五番地一

株式会社アイ・シー・エス

代表取締役 井草 誠

武蔵村山市神明四丁目百八番

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

青梅市長瀬一丁目三十三番四、三十六番一の一部、同番十三、同番十四の一部、四十一番三、四十三番一、五十一番一、同番二及び同番六

福生市加美平二丁目十四番
株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成31年1月11日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

1 起業者の名称 東京都

